

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公開番号】特開2006-246714(P2006-246714A)

【公開日】平成18年9月21日(2006.9.21)

【年通号数】公開・登録公報2006-037

【出願番号】特願2005-63883(P2005-63883)

【国際特許分類】

A 01 G 1/00 (2006.01)

A 23 F 3/14 (2006.01)

A 23 F 3/16 (2006.01)

【F I】

A 01 G 1/00 301Z

A 23 F 3/14

A 23 F 3/16

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月25日(2007.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記のようにして遮光して生育させた茶木からの茶葉の摘採は、好ましくは開面採で行う。すなわち、2~5枚、好ましくは3枚か4枚の葉が開き、芽が無くなった時点で摘み取りを行う。したがって、この時点の直前20日間が本発明において遮光処理を行う期間である。当該時点の直前約20日以内であるかどうかは、例年の製茶実績と芽の生育状況で判断でき、当業者であればその精度は±2日の範囲である。芽の段階で摘採しない理由は、芽は摘み取っても烏龍茶の製造工程ではやわらかいため脱落してなくなってしまうため、かなり茶葉がしっかり開いた時点で摘採を行うほうが好都合であるためであり、芽の段階で摘採しても烏龍茶としての品質自体には何らさしつかえない。